

## 町政を問う！



田中豊文議員

### 指定管理制度の現状と次期 指定管理の公募について

**問** 指定管理者制度のうち、指定管理者選定の基準となる審査基準と指定管理者の評価指針となるモニタリングについて、現在どのような運用が行われているのかを問う。

また、久賀歴史民俗資料館等の指定管理者の運営状況と評価について問う。

**答** 指定管理者募集の際に、審査事項と配点を公表しており、審査基準及び配点に基づき審査・評価した審査結果等を踏まえて、選定委員会において指定管理者の優先交渉権者が選定される。指定管理施設の管理が適

切かつ確実に履行されているか、公共サービスの水準が維持されているかなどを確認評価するためのモニタリングマニュアルを設け、5段階評価により毎年調査し適正かつ確実なサービスの提供が行われているか確認している。

また、指定管理者からの報告を受けるなど、運営実態の把握をしており、選定委員会の評価に適合する実績を有している



八幡生涯学習のむら

考える。

**問** 審査基準において現指定管理者の実績はどのように評価されるのかを問う。

また、久賀歴史民俗資料館等には、生涯学習の推進、文化財の理解増進、交流活動の促進という三つの目的がある。

ところが、前回の選定委員会では、施設の運営方針を「民俗資料の保存活用に重点を置く」と定めており、これは審査基準の変更には該当するものであるにも関わらず、事前に公表されていないが、今回の選定委員会においても同様の事が起こり得る可能性があるのか。

**答** 審査基準における「その他町長等が別に定める事項」の中で選定委員会により採点がされる。

**問** 指定管理者の選定は請負ではなく行政処分であり、行政手続法の適用を受けるものである。また、選定委員会の所掌事務は「選定委員会の組織及び運営に関する要領」により規定さ



久賀に古くから伝わるなむでん踊り

れており、選定委員会において選定基準を変更する場合は、行政手続法に基づき事前に公表しなければならないが、そうした事柄についてのレクチャーは選定委員会に対して行っているのか。

施設の目的は条例で定められており、選定委員会が決めるべきものではなく、要領で定める所掌事務から逸脱しないよう、町としても一定の範囲内で委員会を統制しなければならぬのではないか。

**答** レクチャーは行ってはいない。